

平成30年度

学校基本統計
(学校基本調査報告書)



香 川 県

ま え が き

文部科学省においては、学校数、在学者数、卒業者数、教員数、学校施設等の状況を明らかにするため、毎年、統計法による基幹統計調査として「学校基本調査」を実施してきました。

この報告書は、平成 30 年度に実施した「学校基本調査」のうち、初等中等教育機関、専修学校及び各種学校に関する学校調査、学校通信教育調査、卒業後の状況調査、不就学学齢児童生徒調査並びに学校施設調査について、香川県の結果をまとめたものです。

この調査の結果が、学校教育行政上の基礎資料として、広く活用されることを期待いたしております。

最後に、この調査に御協力いただきました各学校、市町教育委員会をはじめ関係された皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

令和元年 9 月

香川県政策部長 大山 智

目 次

| | |
|--------|---|
| 利用上の注意 | 1 |
| 調査の概要 | 3 |

調査結果の概要

I 学 校 調 査

| | |
|---------------|----|
| 1 幼稚園 | 9 |
| 2 幼保連携型認定こども園 | 13 |
| 3 小学校 | 16 |
| 4 中学校 | 21 |
| 5 高等学校 | 26 |
| 6 特別支援学校 | 31 |
| 7 専修学校 | 33 |
| 8 各種学校 | 36 |

II 卒業後の状況調査

| | |
|----------------------|----|
| 1 中学校卒業生 | 38 |
| 2 高等学校卒業生 | 41 |
| 3 特別支援学校(中学部・高等部)卒業生 | 45 |

| | |
|-----------------|----|
| III 不就学学齢児童生徒調査 | 46 |
|-----------------|----|

統 計 表

I 学 校 調 査

| | |
|--|----|
| 第1表 総括 | 47 |
| 第2表 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の市町別学校数、学級数、 児童生徒数及び教職員数 | 48 |
| 第3表 幼稚園の在園者数、入園者数及び修了者数 | 52 |
| 第4表 幼保連携型認定こども園の在園者数 | 53 |
| 第5表 小学校の市町別学年別児童数 | 54 |
| 第6表 中学校の市町別学年別生徒数 | 56 |
| 第7表 高等学校の学年別生徒数 | 58 |
| 第8表 高等学校の学科別学年別生徒数 | 58 |
| 第9表 高等学校の小学科別入学状況及び生徒数(本科) | 60 |
| 第10表 特別支援の学校学年別在学者数 | 63 |
| 第11表 専修学校の学科別設置者別生徒数 | 64 |
| 第12表 各種学校の課程別生徒数及び卒業生数 | 65 |
| 第13表 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員数 | 66 |
| 第14表 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の職員数(本務者) | 68 |

II 卒業後の状況調査

1 中学校

| | | |
|------|-------------|----|
| 第15表 | 状況別卒業生数 | 70 |
| 第16表 | 市町別状況別卒業生数 | 72 |
| 第17表 | 産業別就職先別就職者数 | 74 |

2 特別支援学校(中学部)

| | | |
|------|---------|----|
| 第18表 | 状況別卒業生数 | 76 |
|------|---------|----|

3 高等学校

| | | |
|------|----------------|----|
| 第19表 | 状況別卒業生数 | 78 |
| 第20表 | 学科別状況別卒業生数 | 80 |
| 第21表 | 卒業年度別学科別入学志願者数 | 84 |
| 第22表 | 産業別就職者数 | 86 |
| 第23表 | 産業別学科別就職者数 | 88 |
| 第24表 | 職業別就職者数 | 90 |
| 第25表 | 職業別学科別就職者数 | 92 |
| 第26表 | 産業別就職先別就職者数 | 94 |
| 第27表 | 就職先別県外就職者数 | 95 |

4 特別支援学校(高等部)

| | | |
|------|---------|----|
| 第28表 | 状況別卒業生数 | 96 |
| 第29表 | 産業別就職者数 | 98 |
| 第30表 | 職業別就職者数 | 99 |

III 不就学学齢児童生徒調査

| | | |
|------|-----------------------------|-----|
| 第31表 | 年齢別就学免除者数、猶予者数、居所不明者数及び死亡者数 | 100 |
|------|-----------------------------|-----|

IV 学校施設調査

| | | |
|------|--------|-----|
| 第32表 | 学校建物面積 | 102 |
| 第33表 | 学校土地面積 | 102 |

V 年次別統計表

| | | |
|------|--------------------|-----|
| 第34表 | 学校数、学級数、在学者数及び教職員数 | 104 |
| 第35表 | 中学校卒業後の状況 | 106 |
| 第36表 | 高等学校卒業後の状況 | 110 |

| | | |
|----|----------------------------|-----|
| 参考 | 県内高等学校卒業生の大学・短期大学所在地県別入学者数 | 114 |
|----|----------------------------|-----|

附表 全国都道府県別統計表

| | | |
|---|-------------------------------|-----|
| 1 | 幼稚園の園数、在園者数、修了者数及び教職員数 | 115 |
| 2 | 幼保連携型認定こども園の園数、在園者数及び教育・保育職員数 | 117 |
| 3 | 小学校の学校数、学級数、児童数及び教職員数 | 119 |
| 4 | 中学校の学校数、学級数、生徒数及び教職員数 | 122 |
| 5 | 高等学校(全日制・定時制)の学校数及び教職員数 | 124 |
| 6 | 高等学校(全日制・定時制)の生徒数 | 126 |
| 7 | 高等学校(通信制)の学校数、生徒数及び教職員数 | 128 |

| | | |
|----|----------------------|-----|
| 8 | 特別支援学校の学校数、在学者数及び教員数 | 130 |
| 9 | 専修学校の生徒数、入学者数及び卒業生数 | 132 |
| 10 | 各種学校の生徒数、入学者数及び卒業生数 | 134 |
| 11 | 不就学学齢児童生徒数 | 136 |
| 12 | 中学校の状況別卒業生数 | 138 |
| 13 | 中学校卒業生の産業別就職者数 | 142 |
| 14 | 高等学校の状況別卒業生数 | 144 |
| 15 | 高等学校卒業生の産業別就職者数 | 148 |

《 利用上の注意 》

- 1 この報告書に収録したものは、国立校を含む県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校における調査結果である。

数値については、文部科学省の公表した調査結果の確定値である。

- 2 統計表の符号の用法は次のとおりである。

「 - 」 計数がない場合

「 0.0 」 計数が単位未満の場合

「 … 」 計数出現がありえない場合又は調査対象とならなかった場合

割合算出については、小数点第2位を四捨五入した。このため各構成比を合計しても100.0%にならないものがある。

- 3 用語について

「特別支援学校」 …… 学校教育法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から、盲学校、聾学校及び養護学校の制度が一本化されて特別支援学校となった。

「就園率」 …… 当該年度小学校第1学年児童数に対する当該年3月幼稚園修了者数の割合

「へき地等指定学校」 …… 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校で、へき地教育振興法第2条及び県条例で指定された学校

「単式学級」 …… 同学年の児童生徒で編制されている学級

「複式学級」 …… 2以上の学年の児童生徒で編制されている学級

「特別支援学級」 …… 学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、当該学級において教育を行うことが適当なもの。）で編成されている学級

「帰国児童生徒」 …… 児童生徒のうち、海外勤務者等の子どもで、引続き1年を超える期間海外に在留し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に帰国した者

「本務・兼務」 …… 教職員の本務・兼務の区別は、原則として辞令面による。ただし、辞令面ではっきりしない場合は、俸給（給料又はこれに相当するものを含む。）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とする。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とする。

本務者には、休職者、産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者を含めるが、非常勤講師は含めない。

「負担法による者」 …… 市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法により都道府県費から給与が支給されている者

専修学校の課程のうち

- 「高等課程」 …… 中学校を卒業した者を前提とし、これと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程
- 「専門課程」 …… 高等学校を卒業した者を前提とし、これに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程
- 「一般課程」 …… 特に入学資格を定めない課程
- 「進学率」 …… 卒業者総数に対する進学者数（進学しかつ就職した者を含む。）の割合
- 「入学志願者数」 …… 学校調査においては、願書を提出した者の数である。卒業後の状況調査においては、願書を提出した者の実数であり、同一人が複数校（又は課程）に提出した場合も1人とし、複数校（又は課程）に志願し、いずれにも合格した場合は、実際に進学した方を、いずれも不合格の場合は、第一志望の方を入学志願先として計上している。
- 「公共職業能力開発施設」 …… 国、都道府県、市町村、事業主等が公共職業訓練又は認定職業訓練を行うために設置した施設。職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等
- 「就職」 …… 経常的収入を得る仕事に就くことをいい、自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は含めない。
- 「就職者総数」 …… 就職者に大学等（高等学校等）進学者、専修学校等の進学者・入学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を加えた全就職者数
- 「就職率」 …… 卒業者総数に対する就職者総数の割合
- 「不就学学齢児童生徒」 …… 学校教育法第18条の規定により就学の猶予又は免除を受けた学齢児童生徒等

調査の概要

この調査は、文部科学省が基幹統計として「統計法施行令（平成20年政令第334号）及び「学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）」に基づいて毎年実施しているものである。

1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 調査の時期

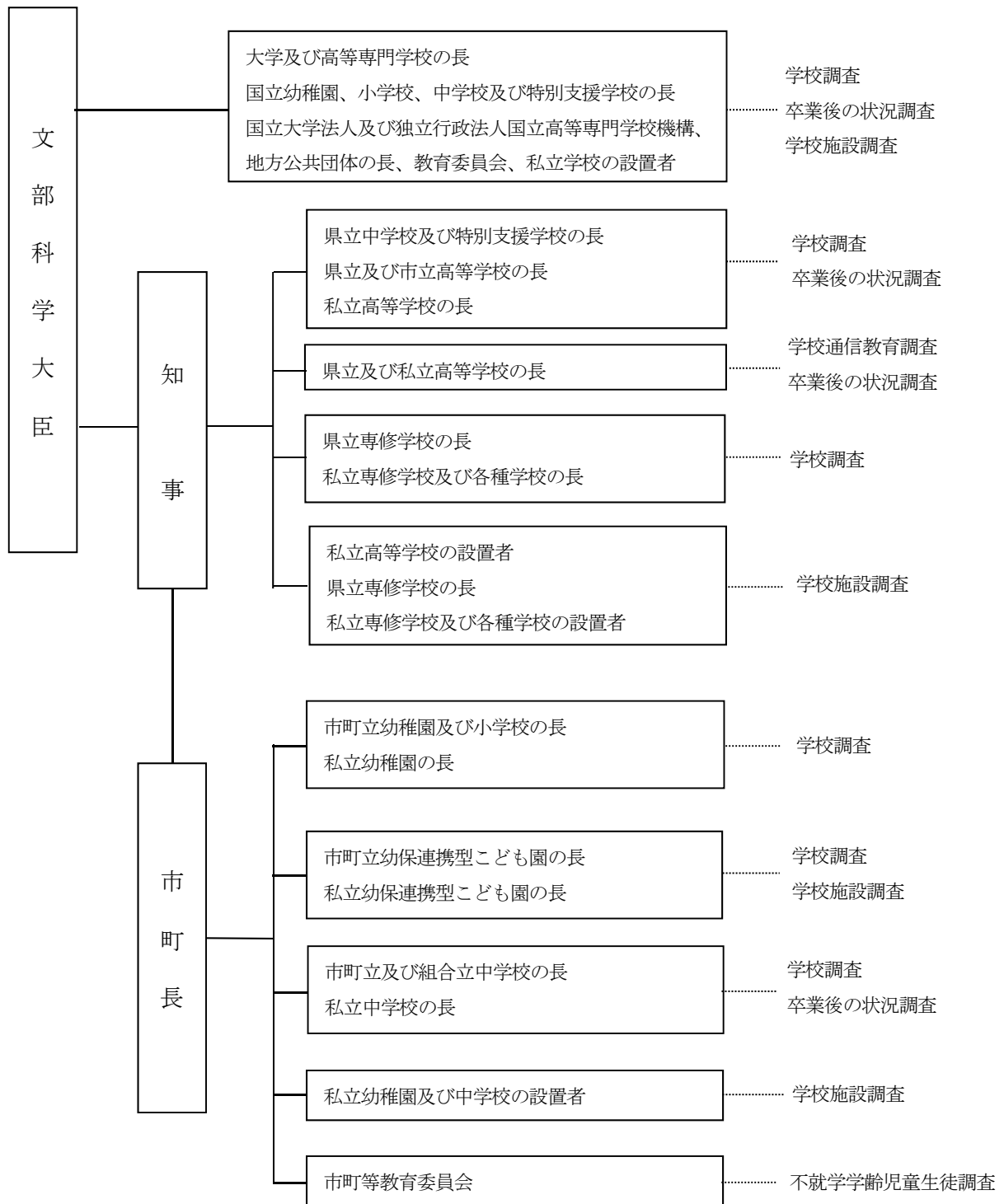
平成30年5月1日

3 調査の区分・事項・範囲・報告義務者等

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校並びに不就学学齢児童生徒につき、下記の事項を調査する。

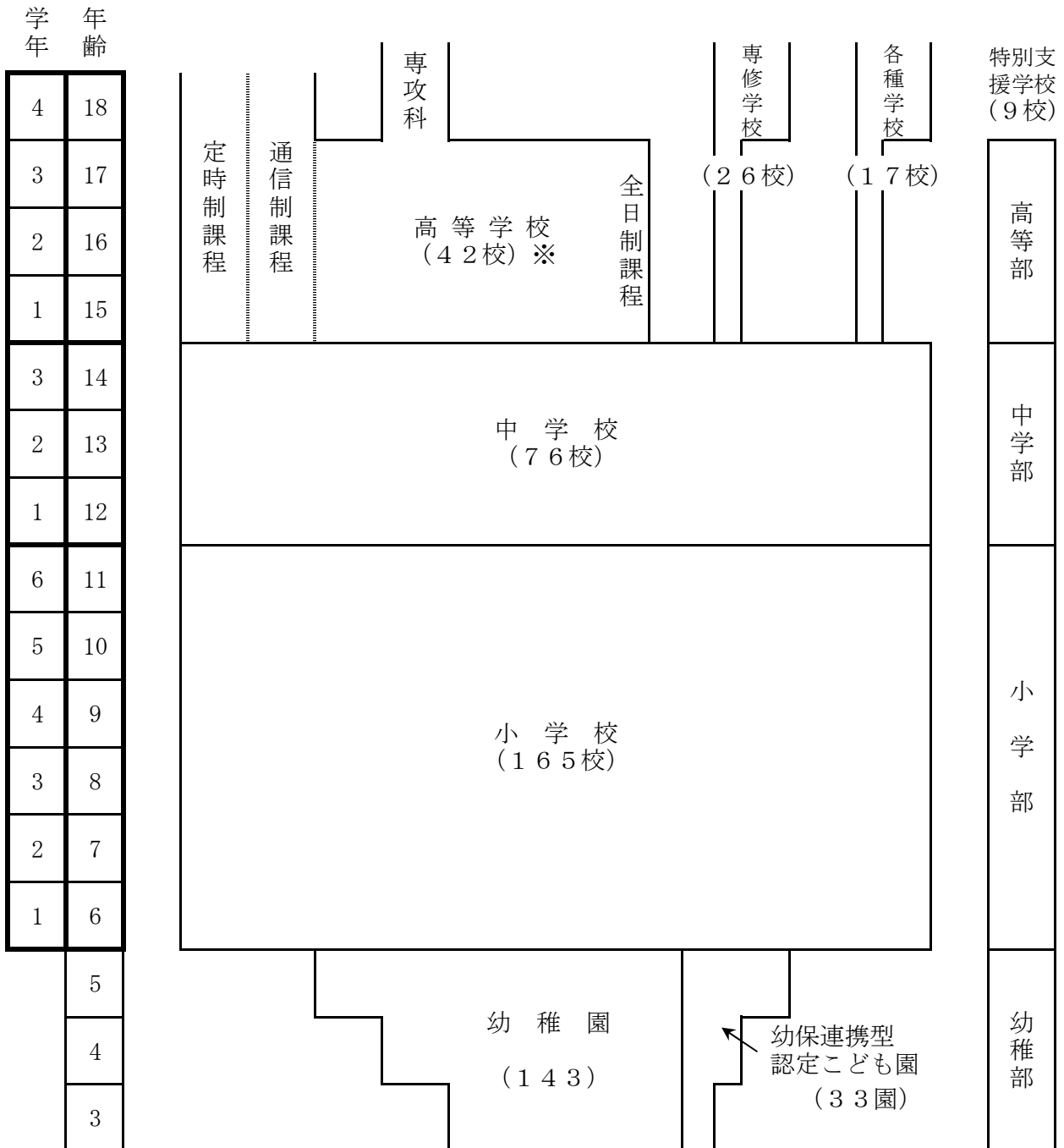
| 区 分 | 事 項 | 範 囲 | 報告義務者等 |
|-------------|--|--|---|
| 学校調査 | (1) 学校の名称、種別及び所在地 (2) 学校の特性に関する事項 (3) 学科、課程又は学級に関する事項 (4) 教員及び職員の数 (5) 幼児、児童、生徒の在籍状況及び出席状況 (6) 幼児、児童、生徒の入学、卒業及び転出入の状況 | 幼稚園 幼保連携型 認定こども園 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 専修学校 各種学校 | 学校の長 |
| 学校通信教育調査 | (1) 学校の名称及び所在地 (2) 学校の特性に関する事項 (3) 教員及び職員の数 (4) 生徒の在籍状況 (5) 生徒の入学、退学及び単位修得の状況 | 通信制の 課程を置く 高等学校 | 学校の長 |
| 不就学学齢児童生徒調査 | (1) 教育委員会の名称及び所在地 (2) 学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況 (3) 居所不明の学齢児童生徒の数 (4) 死亡した学齢児童生徒の数 | 6歳～14歳 | 市町等 教育委員会 |
| 学校施設調査 | (1) 学校の名称、種別及び所在地 (2) 学校の特性に関する事項 (3) 土地又は建物の用途別、構造別等の面積 (4) 土地又は建物の増減の状況 | 私立学校 公立の専修学校 公立の幼保連携型 認定こども園 | 私立学校の設置者 公立専修学校の長 公立幼保連携型 認定こども園の長 |
| 卒業後の状況調査 | (1) 学校の名称、種別及び所在地 (2) 学校の特性に関する事項 (3) 卒業者の卒業時における所属に関する事項 (4) 卒業者の進学、就職等の状況 | 中学校 高等学校 特別支援学校 (中学部・高等部) | 学校の長 |

4 調査系統



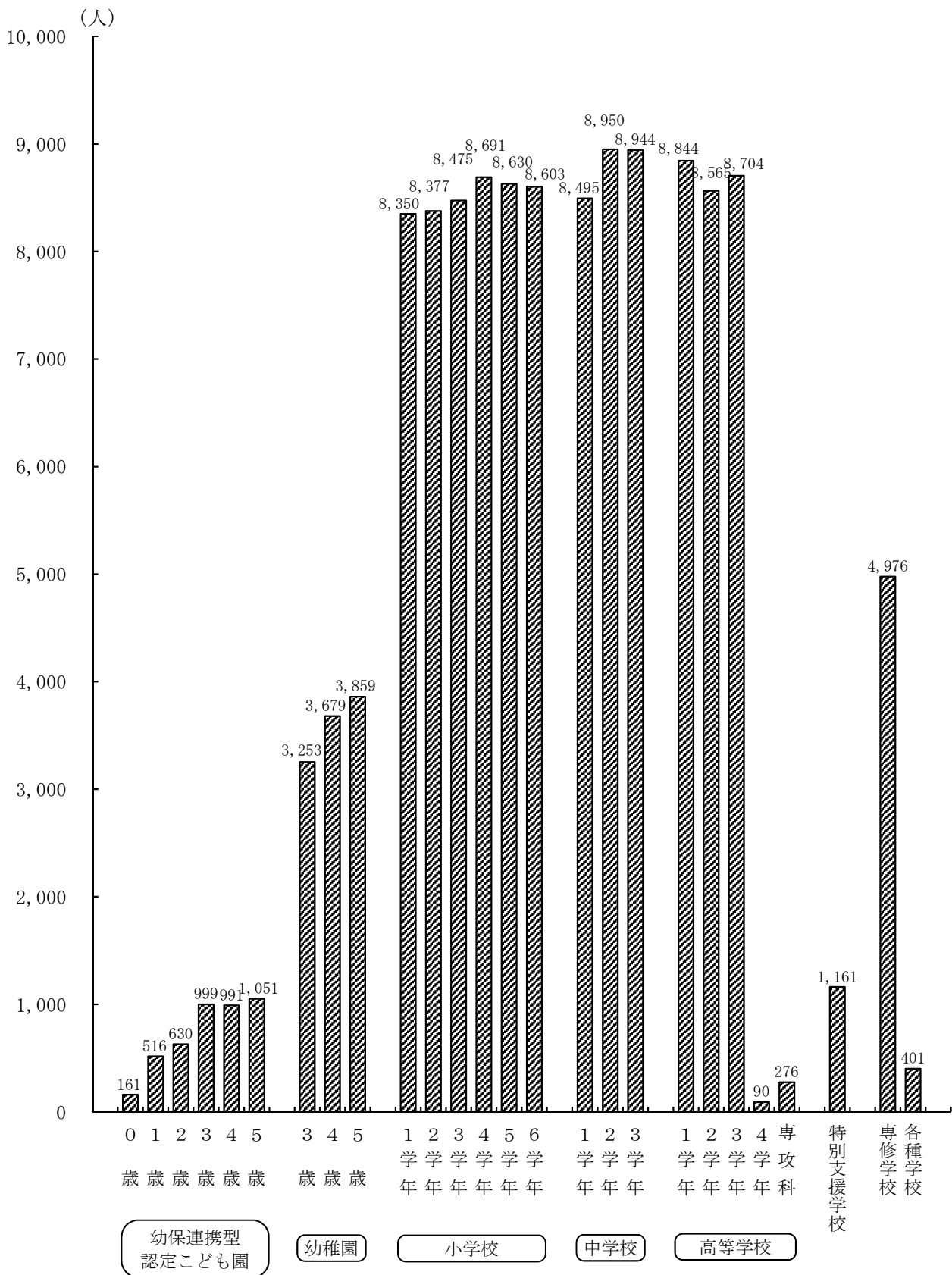
図でみる学校基本統計

(1) 系統・種類別学校数

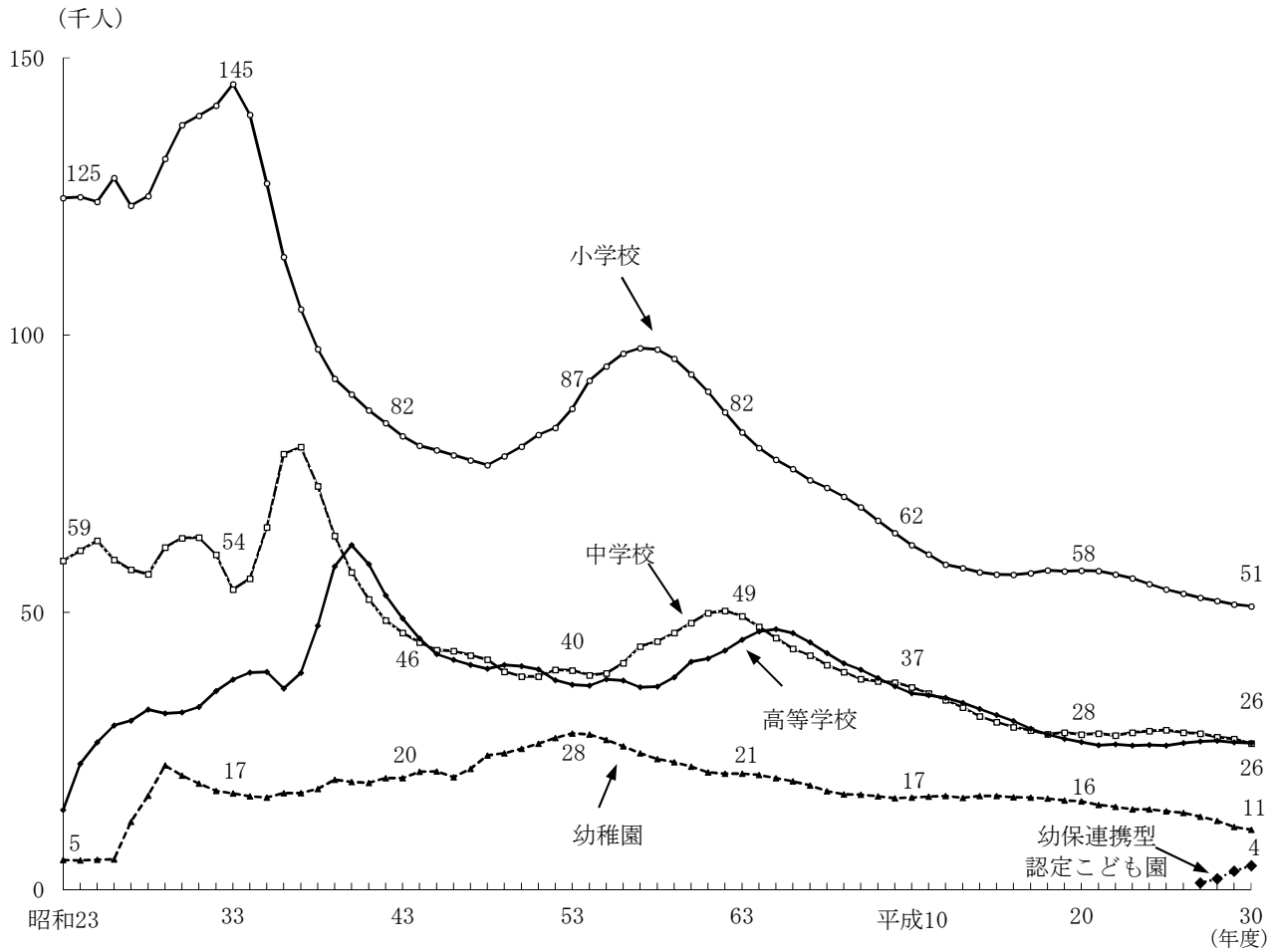


※通信制課程のみを置く高等学校2校を含む。

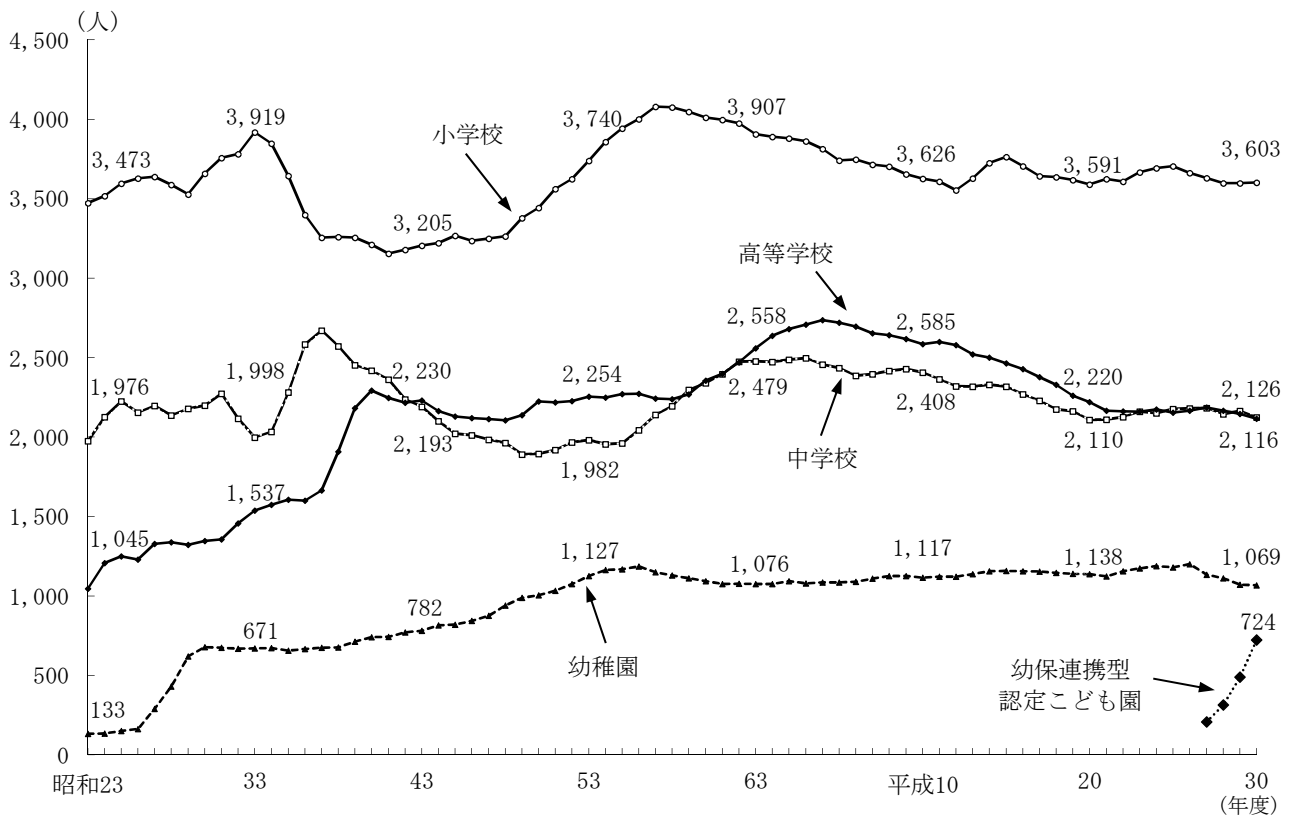
(2) 学校種別在学者数



(3) 園児数・児童数・生徒数の推移



(4) 教員数の推移



(5) 卒業後の状況の推移

